『保険診療の手引』 2020 年4月版 正誤 (2021.10.1)

頁	訂正箇所	誤			IE .	
3	目次 左段下	第2節 診療報酬 点数表本則 ・・・		第2節 診療報酬 の構成 ・・・・109		
58	から 15 行目 表中上から	第3節 診療報酬の構成・・・・・	111	第3節 診療報酬の算	定方法 ・・・111	
30	る。 6,7段目を右 に差し替え	年齢と所得区分		外来・入	院	
		70年74年				
		70歳~74歳 高齢受給者 現役並み所得(I)	(Ⅱ) 被保除者	(保除証) 土高齢受給者	証(保険証)+高齢受給者証+限度額適用認定証	
		(後期高齢者除く) 現役並み所得(Ⅲ)		証(保険証)+高齢受給者		
93	表中 上から 18 段目	外来緩和 ケアア管理 理 等 指導管理の内容につ ケアチームの医師、 薬剤師の全てが診理 する	看護師及び	ì	削除	
96	表中 下から 6段目	終夜睡眠 検査結果の要点、検	査中の安全	終夜睡眠ポリグラフィー	検査結果の要点	
	0 12 1	^金 ヴィー / 精度管理に係る記録	<u>k</u>	横 「3のイ安全 精度管理下で 行うもの」	検査中の安全精度管理 に係る記録	
98	表中 上から 7段目	リンパ浮腫 複合的治療 料 …常に医療従事 覧が可能 基準 ある		リンパ浮腫複合的治療料	…常に医療従事者により 閲覧が可能 で あること	
99	表中上から 13 段目「点数」欄	精神科緊急訪問指導加算		精神科緊急訪問看護加	算	
138	左段上から 3行目	…屯服薬は内服薬の種類として…		… 臨時の投薬(屯服薬 として…	を含む) は内服薬の種類	
160	表中最終行 右(太線強調部) の様に点線を 挿入	P. 173 臓器移植加算 口 特定薬剤治療管理料 2	 2,740 点 100 点	 3月限度 ・採血料 月1回	O	
164	表中 「併せて 算定できないも の」欄 上から 12 行目	・がん患者指導管理料 <u>2</u>		・がん患者指導管理料	<u>n</u>	
195	右段下から 19 行目	の前 <u>日</u> までの期間、…		の前 <u>月</u> までの期間、…		
200	左段下から 13 行目	(6) 人工腎臓と自己腹膜灌流療法 る場合は、本管理料は算定できた	を併施してい ない。	臓と自己腹膜灌流療 本管理料は算定でき	⇒P. 1936)にある医療機関も	
260	右段下から 5 行目	イ 35歳以上の者については、ブリ	ン <u>フ</u> マン指数		ウいては、ブリン ク マン指数	
270	左段下から 19 行目	ウ 治療を担当する医師が、当該息事業場において選任されて選任されているし、「別紙様式 49」、「別紙様式 49」、「別紙様式 49」、「別紙様式 49」、「別紙様式 49」、「別紙様式 49」、「別紙様式 50円で必要な情報を記載した文書の情報の提供に当たっては、患者業場の産業医等があらかじめ指用いて就労上の留意点等を提供し支えない。なお、当該患者が設けて当該患者の就定おいて産業医が選任されてい該産業医に対して当該患者の就立に必要な情報の提供を行う。	産業医等に対立の21天は両う。 を療を行うる式を提供務を持ちる式を表する。 を表するでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	により、 (により、 (正より、 (正さな事態をはるのでは、 (日では) (日では)	<u>『に同席した産業医等に対し</u> 両立に必要なことを説明し、	

292	右上四角枠内上		
	から 9 行目 左段上から	◎ 認知症等門診例管理科 2 1 300 点	⑤ 認知症専門診断管理料 2 基準 300 点
391	2 行目	在宅患者訪問診療料(I) <u>(週3回)</u> (1日につき)	在宅患者訪問診療料(I)(1日につき)
443	左段上から 18 行目	(3) 在宅移行管理加算又は在宅移行管理 看 重	(3) 在宅移行管理加算又は在宅移行管理重
445	下から2行目	(3) 人工肛門 又は 人工膀胱ケア…	(3) 人工肛門 及び 人工膀胱ケア…
490	表中「在宅中心静脈栄養法指導管理料」の「訪問診療日」と「中心静脈注射」の交点	<u>O</u>	<u>×</u>
490	表下 上から 1 行目	…特定 保健 医療材料…	…特定 保険 医療材料…
504	左段下から 22 行目	在宅妊娠糖尿病疾患者指導管理料	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料
507	左段下から 3 行目	(1) 交換キット <u>544 円</u>	(1) 交換キット <u>554 円</u>
555	右段下から 3 行目	3月に1回	3月に1回 (医学的に3月に2回以上算定する場合は、レセプト摘要欄に理由と医学的根拠を詳細に記載する)
573	右段上から 18 行目	…実施した場合は、「 <u>18.</u> その他」に	…実施した場合は、「 <u>21.</u> その他」に
575	左段下から 10 行目	(4) ロイシンリッチα2グリコプロテイン(828 点)	(4) ロイシンリッチα2グリコプロテイン(<u>276</u> <u>点</u>)
577	左段下から 19 行目	…に対して悪性腫瘍遺伝子検査を実施した場合 は…	に対して悪性腫瘍遺伝子検査 の「イ 処理が 容易なもの」 を実施した場合は…
577	左段下から 12 行目	…に対して <u>抗悪性腫瘍剤感受性検査</u> を実施した 場合は、…	…に対して <u>悪性腫瘍遺伝子検査の「ロ 処理が複</u> 雑なもの」を実施した場合は…
599	左段下から 20 行目	② 糖尿病確定診断後のインスリン (IRI) の連 旦算定は原則として認められない。ただし症状 詳記から薬剤変更時、コントロール不良例、治療方針の評価及び決定等、連旦の算定の必要性が医学的に判断できる場合は認められる。 (2018. 2. 26 支払基金)	② 糖尿病確定診断後のインスリン (IRI) の連月 算定は原則として認められない。ただし症状詳 記から薬剤変更時、コントロール不良例、治療方 針の評価及び決定等、連月の算定の必要性が医 学的に判断できる場合は認められる。 (2018. 2. 26 支払基金)
610	左段 表中上 から6段目	23. ヘリコバクター・ピロリ抗原定性 <u>146</u>	23. ヘリコバクター・ピロリ抗原定性 142
613	左段上から 6 行目	(16) ヘリコバクター・ピロリ抗原定性(<u>146 点</u>)	(16) ヘリコバクター・ピロリ抗原定性 (<u>142 点</u>)
616	右段下から 12 行目	(3) SARS-COV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出 について、発症後、…	(3) SARS-COV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出に ついて、 本検査を必要と判断した場合及び 発症 後、…
623	右段上から 10 行目	13. <u>C1g</u> 結合免疫複合体	13. <u>C₁q</u> 結合免疫複合体
642	右段上から 18 行目から 26 行目	【「摘要」欄に記載が必要な事項】 選択項目のコード一覧は⇒P. 1843 参照 コードが設けられている事項 入院、入院外2枚の明細書を作成する場合等に おいて判断料を算定しない場合は、「外来にて 請求済み」「入院にて請求済み」「その他(労災、 他保険等にて請求済み)」の中から該当するも のを選択して「摘要」欄に記載する。	削除
655	右段上から 7 行目	法加算(200 点)が算定できる。	法加算(<u>150 点</u>)が算定できる。
662	右段上から 12 行目	(1) 当該試験の 試験 を有し…	(1) 当該試験の 経験 を有し…
683	右段下から 9 行目	(8) 広角眼底撮影加算は、次のいずれかに該当する広角眼底撮影を、未熟児網膜症、網膜芽細胞腫又は網膜変性疾患が疑われる3歳未満の乳幼児に対して行った場合に限り加算する。	(8) 広角眼底撮影加算は、次のいずれかに該当する場合に限り加算する。
707	右段上から 3 行目	(1) 血液採取に係る乳幼児加算(20 点)は、「1」	(1) 血液採取に係る乳幼児加算(25 点) は、「1」
743	右段下から 11 行目	(10) (別の医療機関と…	(10) (コードあり) 別の医療機関と…
770	右段上から 3 行目	…「1」の点数(<u>20 点</u>)を …	…「1」の点数(<u>18 点</u>)を…
775	右段上から 17 行目	…一般名処方加算 2 (<u>4 点</u>)…	…一般名処方加算 2 (<u>5 点</u>)…
778	右段下から 7 行目	(<u>(24)</u> の内容)で示している点に留意する。	(<u>(23)</u> の内容)で示している点に留意する。
780	左段上から 13 行目	(5) 複数の 医療機関 を標榜する…	(5) 複数の 診療科 を標榜する…
819	下から7行目	…「高次脳機能障害診断基準」による (ΦP. <u>339</u>) …	…「高次脳機能障害診断基準」による(φP. 839) …

995	右段下から 20 行目	HIF-PH 阻害剤を 除外 処方している…	HIF-PH 阻害剤を 院外 処方している…	
1025	右段下から 10 行目	❷ 同一部位に処置の関節穿刺(100点)と関	❷ 同一部位に処置の関節穿刺(120点)と関	
1145	左段上から 11 行目	K637-2 経皮的腹腔 腫瘍 ドレナージ術	K637-2 経皮的腹腔 <u>膿瘍</u> ドレナージ術	
1161	左段上から 20 行目	〈K775 <u>-2</u> 経皮的腎(腎盂)瘻造設術〉	〈K775 経皮的腎(腎盂)瘻造設術〉	
1234	下から 7 行目	… <u>硬膜外</u> ブロックにおける…	… <u>神経</u> ブロックにおける…	
1285	「101 皮膚欠損 用創傷被覆材一 覧」の表中 右段	1 g 当たり 37 円	1 g 当たり 35 円	
1285	上から 4 段目 「039 膀胱	区分 分類 価格	区分 分類	
	留置用ディスポ ーザブルカテ	(I) <u>229 円</u> 標準型 564 円	(I) 233 円 標準型 561 円	
	ーテルの分類 と価格」の表	2 管一般 (Ⅱ) 閉鎖式導尿 633 円	2 管一般 (Ⅱ) 閉鎖式導尿 645 円	
	中	標準型 1,620円	標準型 <u>1,650 円</u>	
		(Ⅲ) 閉鎖式導尿 システム※ <u>1,690 円</u>	(Ⅲ) 閉鎖式導尿 システム※ 1,720 円	
		特定 (小児用及び尿 (I) 748円	特定 (小児用及び尿 (I) 741 円	
		道狭窄用又はトリ (Ⅱ) <u>2,050 円</u> プルルーメン) <u>2,050 円</u>	道狭窄用又はトリ (II) 2,090 円 プルルーメン)	
1000		E 连 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	<u> </u>	
1286	「056 副木材料一覧(主な	型 部位・材料 価格 動 (手指・足指用)以下略 1,600円	型 部位・材料 価格 軟 (手指・足指用)以下略 1,450円	
	もの)」の表中	軟用化 (手指・足指用)以下略 1,740円 工業 (上肢用)以下略 1,740円 工業 (下肢用)以下略 4,610円	用化 (上肢用)以下略 <u>1,770 円</u>	
		型 形 (下肢用)以下略 <u>4,610 円</u> (鼻骨用) 1,010 円	型形 (下肢用)以下略 4,700円 使 (鼻骨用) 1,030円	
		(手指・足指用)以下略 118 円	(手指・足指用)以下略 118円	
		形状型賦 (上肢用)以下略 403 円 (下肢用)以下略 679 円	形状型 (上肢用)以下略 410円 (下肢用)以下略 648円	
		(鼻骨用)以下略 <u>5,050 円</u>	(鼻骨用) 以下略 <u>5,140 円</u>	
		(ベロ スロトベ トベ 部 ス 分 ト PMT… 253,000 円	(ベスロトズ PMT… 254,000 円)	
		ヒ ギプスヒール… 363 円	ヒ ギプスヒール… 370 円	
1316	左段上から 10 行目	…許可病床数については 240 床未満の病院が…	…許可病床数については 280 床未満の病院が…	
1369	表中 下から 3段目、左から 1,2,4列目	…医療用 麻酔 等…	…医療用 麻薬 等…	
1424	左段下から 7行目	ア (2)のアからケまでに準ずる状態 又はコの状態として該当するもの	ア (2)のアからケまでに準ずる状態	
1459	右段下から 4 行目		一般病棟用の「 重症度 、医療・看護必要度」	
1539	下から5行目	http://www.prrism.com/dpc/ <u>2022</u> /top.html(略)	http <u>s</u> ://www <u>01</u> .prrism.com/dpc/ <u>2020</u> /top.html(略)	
1594	下から2行目	<u>ロ 集中治療を行うにつき十分な実績を有して</u> いる。	削除	
1667	右段上から 3 行目		…GAF尺度による判定が 40 <u>以下</u>	

1740	下から 23 行目 右の様に改める	<u>られている産前・産後休業等の期間を除いた期間が3カ月を超えるときに長期にわたって勤務して</u>
		(6)(子) 育児・介護休業法の規定に基づき所定労働時間の短縮措置が講じられている医師については、当該短縮措置が講じられている期間中(要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間に限る)、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱う。ただし、当該取扱いを受ける医師の実際の勤務時間に基づき常勤換算した員数と当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数を合算した員数が3人(医療法施行規制第49条の適用を受けた病院にあっては2人)を下回る場合には、当該取扱いは認めら
		れないこと。 (7) 当該医師が育児・介護休業法で定める期間(要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間とする。以下同じ)以上に所定労働時間の短縮措置を講じられている場合には、当該短縮措置の期間から同法で取得が認められている短縮措置の期間を除いた期間が3か月を超えるときに、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱わないものとする。
1742	最下段 産前・産後 休業の扱い	<u>産前・産後休</u>
1757	右段上から 16 行目	1 の場合において、流動食(市販されて ② の場合において、流動食(市販されて
1819	表中 下から 9 行目	区分 法別 番号 区分
	. v 13 H	肝炎治療特別促 肝炎治療特別促進事 選事業に係る医療の給付療 次 水 及び肝がん・重度肝硬 38
		肝炎治療特別促進事業 38 変治療研究促進事業 に係る医療の給付 変治療研究促進事業 に係る医療費の支給
		肝炎治療特別促進事 業に係る医療の給付 38

『保険診療の手引』 2020 年4月版 追補 (2021.10.1)

頁	訂正箇所	誤	正
220	下から2行目	① 日本看護協会認定看護師教育課程「糖尿病看護」「 透析看護 」の研修	● 日本看護協会認定看護師教育課程「糖尿病看護」 「緊不会長難」の巫修
348	左段上から 19 行目の下	有護」 「透析有護」 の研修 <u>015 人工鼻材料</u> (1) 人工鼻	「腎不全看護」 の研修
	に追加	① 標準型 492 円	
		② 特殊型 1,000円	
		(<u>2) 接続用材料</u> ① シール型 675 円	
		② チューブ型 17,800円	
		③ ボタン型 22,100円 (3) 呼気弁 51,100円	
349	右段上から	(15) 人工鼻材料	
	10 行目の下 に追加		て算定できる。ただし、1月あたり 60 個を超えて算
			<u>欄にその医学的必要性 について記載する。</u> を限度として算定できる。ただし、 1月あたり30枚
			<u>を限及として昇足できる。ただし、「月のだり30枚</u> 書の摘要欄にその 医学的必要性について記載する。
443	右段上から 2 行目	(5) (コードあり)長時間訪問看護・指導加	
	211日	<u>算を超重症児又は準超重症児に算定する場</u>	¥117/A
		合は、訪問看護を実施した日を記載する。 (6) (コードあり)複数名訪問看護加算を算定	削除 (以降、番号繰り上げ)
		する場合は、訪問看護を実施した日を記載す	
445	下から	る。 ① 日本看護協会の認定看護師教育課程「緩和	① 日本看護協会の認定看護師教育課程「緩和ケア」
440	5 行目	│ ケア」 「がん性疼痛看護」「がん化学療法看護」	「 がん薬物療法看護」 「乳がん看護」又は「がん放
		「乳がん看護」又は「がん放射線療法看護」 の研修	射線療法看護」の研修
452	右段上から 24 行目	(1) 在宅患者訪問リハビリテーション指導管	(1) (コードあり) 在宅患者訪問リハビリテーション 指導管
474	右段上から 8 行目	カンファレンスの <u>日時</u> 、 <u>実施場所、概要、</u>	カンファレンスの 実施日 、
498	左段上から 5 行目	…トランスミッターを使用した場合は、在宅自己注射指導管理料の…	…トランスミッターを使用した場合は、 2月に2回 に限り、 在宅自己注射指導管理料の…
500	左段下から 14 行目	(3) (コードあり) 血糖自己測定器加算を算定した場合は、血糖自己測定の回数を記載す	(3) (コードあり) 血糖自己測定器加算 <u>(「7 間歇</u> スキャン式持続血糖測定器によるもの」を除く)
		る。	を算定した場合は、血糖自己測定の回数を記載す
		(4) (コードあり) 1型糖尿病である場合は、 1型糖尿病の患者であることを記載する。	る。 (4) (コードあり) 1 型糖尿病 の患者等 である場合
			は、1型糖尿病の患者 等 であることを記載する。
500	右段上から 4 行目	<u>・血糖自己測定器加算(20回以上)(1型糖尿</u> 病の患者を除く)	
		<u>柄の思有を除く/</u> ・血糖自己測定器加算(30 回以上)(1 型糖尿	
		病の患者を除く)	削除
		- 血糖自己測定器加算(40回以上)(1型糖尿 病の患者を除く)	
		- 血糖自己測定器加算(60回以上)(1型糖尿	
504	左段上から	病の患者を除く) (2) 1型糖尿病である場合は、1型糖尿病の患	(2) 1型糖尿病 の患者等 である場合は、1型糖尿病
	10 行目	者であることを記載する。	の患者 等 であることを記載する。
506	左段上から 2行目	(3) 1型糖尿病である場合は、1型糖尿病の患者であることを記載する。	(3) 1型糖尿病 の患者等 である場合は、1型糖尿病 の患者 等 であることを記載する。
506	右段上から 1 行目	- 血糖自己測定器加算(20回以上)(1型糖尿	
	T 11 H	病の患者を除く) ・血糖自己測定器加算(30回以上)(1型糖尿	
		病の患者を除く)	削除
		- <u>血糖自己測定器加算(40 回以上)(1 型糖尿</u> 病の患者を除く)	114124
		- 血糖自己測定器加算(60回以上)(1型糖尿	
509	右段下から	病の患者を除く) …行った月日を記載する…	…行った 年 月日を記載する…
	13 行目	177に月日で記載りる…	17フに <u>キ</u> ガロで記載りる…

541	左段上から 27 行目の下		鼻材料の使用に関する療養上必要 な指導管理を行っ
	に追加	た場合は、当該点数を準用して算定できる。	
	1-2275	<u>(5) 在宅における人工鼻材料の使用に関する療</u> を適用しない。	養上必要な指導管理を行う場合、 上記(1)、(2)及び(3)
541	右段上から	(b) 留意事項	
011	4行目の下に	(10) 	する場合は質定できない。
	追加		用した場合は、新設された人口鼻材料が算定できる。
573	右段下から13	(10) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリ	プシノーゲン2を測定する場合には、D001 尿中特殊
	行目の下に追	物質定性定量検査の「10」ウロボルフィリン	ノ(尿)の所定点数を準用して算定する。この場合、急 「傍悪」機に記載する。
	加	性膵炎を疑う医学的根拠についてレセプト (11) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリ	<u>「摘妾」懶に記載する。</u> プノシーゲン2を測定する場合にあって、D007 血液
		化学検査の「1」アミラーゼ、「6」リパーゼ、	、「14」アミラーゼアイソザイム、「45」トリプシン又は
		<u>D009 腫瘍マーカーの□/]エラスターセ1を</u> 定する。	併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算
575	左段上から		
	16 行目	…場合は、FEIA 法により測定…	…場合は、FEIA 法 又は LA 法 により測定…
575	左段下から 22 行目	…ELISA 法、FEIA 法 又は 金コロイド凝集法によ	…ELISA 法、FRIA 法、金コロイド凝集法、イムノク
F77	右段上から8	り測定した場合に、… ・・・・困難な固形癌の抗悪性腫瘍剤による治療・・・・	ロマト法又は LA 法により測定した場合に、… …困難な固形癌 若しくは手術後の大腸癌 の抗悪性腫
577	石段上から8 行目	・・・・ 四無な回形間の机器性腫瘍剤による信焦・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
577	右段下から7	…治療が困難な固形癌におけるマイクロサテ	…治療が困難な固形癌 若しくは手術後の大腸癌 にお
F70	行目 左段上から 12	ライト…	けるマイクロサテライト… …用いる場合に限る <u>ただし、使用目的又は効果と</u>
578	左段上から 12 行目	П., у П. А.) = 170 у.)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		…用いる場合に限る)	│るものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断│
578	左段上から		用医薬品を使用した場合は除く)
578	左段上から 29 行目の下に	<u>工. 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査</u>	
	右を追加		
578	右段上から 11 行目		- ···A L K 融合遺伝子検査 又は®の A L K 融合遺伝子 - 検査 、N002 の「6」 A L K 融合タンパク又は…
578	右段上から 21	① 卵巣癌において、「ロ 処理が複雑なもの」	① 卵巣癌 又は前立腺癌 において、「ロ 処理が複雑
	行目		なもの」…
579	左段上から 15 行目の下		複雑なもの」と、「イ 処理が容易なもの」の「(1) 医
	に右を追加	<u>薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所</u>	<u>定点剱を準用して昇疋する。</u> 、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、高
			<u>、仇悉性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、局</u> リー法を組み合わせた方法により行った場合に、患者
			し、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定で
			自により、大腸癌の組織を検体として、「イ 処理が容
			癌におけるRAS遺伝子検査又は③のカに規定する大
		腸癌におけるKーras遺伝子検査を行う	
			を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診
		療録及び診療報酬明細書に記載する。	イ 処理が容易なもの」のうち、②のイに規定する大
			<u>1 処理が谷易なもの」のうち、②の1に規定する人</u> 」に規定する大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を
		同一月中に併せて行った場合には、主たる	
			<u>イクロサテライト不</u> 安定検査を行う場合でも、使用目
		的又は効果として、医薬品の適応を判定する	ための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を
		得ている体外診断用医薬品を用いる場合には	
		の補助等に用いるもの」の所定点数を算定す	
		│ <u>⋓</u> ─―卵未畑思白の腥湯粗職を快体とし、火正代 │ 選択を目的として、相同組換え修復欠損の評	シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の 価を行った場合は、本区分「注2」の「3項目以上」
		及び D006-18 BRCA1/2 遺伝子検査の「1	価を行った場合は、本区分「注2」の「3項目以上」 」腫瘍細胞を検体とするものの所定点数を合算した点
		数(32,200点)を準用して、患者1人につき	·1回に限り算足する。

		① 肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより ROS1融合遺伝子検査を行った場合は、「イ 処理が容易なもの」の「(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。 ア. 本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「イ 処理が容易なもの」のうち、②のアに規
		定する肺癌におけるROS1融合遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。 イ. 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
		ウ. 本検査と、肺癌の組織を検体とした「イ 処理が容易なもの」のうち、②のアに規定する肺癌におけるR OS1融合遺伝子検査を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 ® 肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによ
		リALK融合遺伝子検査を行った場合は、「イ 処理が容易なもの」の「(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。 ア.本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「イ 処理が容易なもの」のうち、②のアに規
		定する肺癌におけるALK融合遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。 <u>イ、本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u>
		ウ. 本検査と、肺癌の組織を検体とした「イ 処理が容易なもの」のうち、②のアに規定する肺癌におけるA LK融合遺伝子検査を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 ⑨ 固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによ
		リNTRK融合遺伝子検査を行った場合は、「ロ 処理が複雑なもの」の所定点数を準用して患者1人につき 1回に限り算定する。 ア. 本検査は、医学的な理由により、固形癌の組織を検体として、「ロ 処理が複雑なもの」のうち、④のウに
		規定する固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。 イ. 本検査の実施にあたっては、固形癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び 診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
		ウ. 本検査と、固形癌の組織を検体とした「ロ 処理が複雑なもの」のうち、④のウに規定する固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 ② 卵巣癌、膵癌又は首立腺癌において、③のNTRK融合遺伝子検査とD006-18 BRCA1/2遺伝
		子検査を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 ② 患者から1回に採取した血液を用いて肺癌に対して①のROS1融合遺伝子、⑩のALK融合遺伝子又はD 006-12 EGFR遺伝子検査(血漿)のいずれかを併せて行った場合には、検査の項目数に応じて、2項目の場合は【算定の原則】の(1)の「イ 2項目(4,000点)」を準用し、3項目の場合は(1)の「ロ 3項目(6,000
		点)」を準用して算定する。 ② 患者から1回に採取した血液を用いて肺癌に対して③のMETex14 遺伝子検査及び⑩のNTRK融合遺伝子を併せて行った場合には、検査の項目数に応じて、【算定の原則】の(2)の「イ 2項目(8,000点)を
584	右段下から 16 行目の下	単用して算定する。 (7) 脊髄性筋萎縮症におけるオナセムノゲン アベパルボベクの適応を判定するための補助を目的として、ELISA法により抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の測定を実施する場合は、
	に右を追加	「3 処理が極めて複雑なもの」の所定点数とD014 自己抗体検査「45」抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)を合算した点数を準用して、関連学会の定める適正使用指針に示されている施設基準
		<u>を満たす保険医療機関において、原則として2歳未満の患者1人につき1回、算定する。ただし、</u> 2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
585	右段上から 13 行目	(1) UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーダー法又は PCR 法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
		(2) 二次性進行型多発性硬化症患者に対するシポニモドフマル酸の投与の可否の判定又は投与量の 判定を目的として、リアルタイムPCR法により、全血又は口腔粘膜から抽出されたゲノムDNA 中の薬物代謝酵素CYP2C9遺伝子多型を測定した場合は、UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子
586	右段上から	多型の所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。なお、本検査が必要と判断した 医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 ・・・・血漿を用いてリアルタイムPCR法により行っ↓・・・血漿を用いてリアルタイムPCR法又は次世
588	5 行目 右段上から	た場合に算定できる。
300	20 行目	
		治癒切除不能な膵癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる 乳癌若しくは卵巣癌患者の血液を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択又 は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として、BRCA 1 遺伝子及びBRCA 2 遺伝子の変異の評価を
		行った場合に限り算定する。 (3) 「2」血液を検体とするものについて、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として当該検査を 実施するに当たっては、厚生労働省がん対策推進総合研究事業研究班作成の「遺伝性乳癌卵巣癌症
		候群(HBOC)診療の手引き 2017 年版」を参照する。なお、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 (4) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫
		瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する 常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている医療機関で実施する。
		(5) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている医療機関で実施する。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている医療機関において必要な
		カウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。 (6) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、「算定の原則」に定める施設基準の規定は適用しない。

		(7) 「2」血液を検体とするものについて、治癒切除不能な膵癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による 治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又 は膵腫瘍に関して専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている医療
		機関で実施する。 (8) 「2」血液を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤 による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤 医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されて
		いる医療機関で実施する。 (9) 「2」血液を検体とするものについて、治癒切除不能な膵癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌 患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている医療機関で実施する。ただし、遺伝カウンセリ
		ング加算の施設基準に係る届出を行っている医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている 医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りでは ない。
		(10) 1/2 」血液を検体とするものについて、治癒切除不能な膵癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、「算定の原則」に定める施設基準の規定は適用しない。
589	左段上から 19 行目	(1) 「1」検体提出時については、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、血液を検
		体とする場合については、以下に掲げる場合にの み算定できる。 ア. 医学的な理由により、固形腫瘍の腫瘍細胞を 検体としてがんゲノムプロファイリング検査 を行うことが困難な場合。この際、固形腫瘍の 腫瘍細胞を検体とした検査が実施困難である 医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の 摘要欄に記載する。 イ. 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体として実施したが
		んゲノムブロファイリング検査において、包括 的なゲノムブロファイルの結果を得られなか った場合。この際、その旨を診療録及び診療報 酬明細書の摘要欄に記載する。
596	右段下から 12~13 行目	①サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定 ①サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法 又は
602	左段上から 23 行目の下 に右を追加	(30) インターロイキンー6 (IL-6) (170 点) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA 法により血清又は血漿中のインターロイキンー6 (IL-6)を測定した場合は、本区分「31」副甲状腺ホルモン (PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載する。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
		(31) sFlt—1/PIGF比(340点) ① 血清を検体とし、ECLIA法により可溶性fms様チロシンキナーゼ1(sFlt—1)及び胎盤増殖因子(PIGF)を測定し、sFlt—1/PIGF比を算出した場合は、「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 ② 本検査は、妊娠 18 週から 36 週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。
		<u>ア. 収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧 80mmHg 以上 イ. 蛋白尿 ウ. 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見</u> エ. 子宮内胎児発育遅延
		オ. 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見 ③ 本検査を算定する場合は、②のリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載する。また②のウ又は才に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載する。なお、医学的な必要性から、リスク因子を2つ以上有する妊産婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき2回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 ④ 本検査の実施に際し、「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する場合は、本区分の「注」に定める規定は適用しない。
606	右段上から 21 行目の下 に右を追加	<u>用して昇走する場合は、本体がの「注」に走める規定は適用しない。</u> (30) 組織因子経路インヒビター2(TFPI2)(190点) ①組織因子経路インヒビター2(TFPI2)は、本区分の「23」CA602(190点)の所定点数を 準用して算定する。 ②本検査は、EIA法により測定した場合に算定できる。
613	右段下から	③本検査は、D009 腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。 …ル学務光酵素免疫測定法(定量)による… ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
613	14 行目 右段下から 9	***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
616	行目 右段上から	
	15 行目の下 に右を追加	スクリーニング検査としての $HIV-1$ 、 2 抗体定性若しくは同半定量、 $HIV-1$ 、 2 抗原・抗体同時測定定性、 $HIV-1$ 抗体、 $HIV-1$ 、 2 抗体定量又は $HIV-1$ 、 2 抗原・抗

		体同時測定定量が陽性の場合の確認診断用の検査として、イムノクロマト法により、全血、血清 又は血漿中のHIV-1特異抗体及びHIV-2特異抗体を検出する検査を行った場合は、本区 分「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)を合算した点数を準用して算定する。なお、本検査を実施した場合、本区分「46」HI V-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)は、 別に算定できない。
		(50) 百日咳菌抗原定性(217点) (1) 関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に 対して、イムノクロマト法により百日咳菌抗原を測定した場合は、本区分「41」レジオネラ抗原 定性(尿)(217点)を準用して算定する。 (2) 本検査と「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」百日咳菌核酸検出又は同区分「17」
		ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (51) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(600点) ① SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検
		出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数 4 回分を合算した点数(600 点)を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。
		② COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
		③ なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性(150点)、SARS-CoV-2 抗原検出(600点)については、別に算定できない。 (52) 高特異的Ⅰg G抗体(873点)
		診察又は画像診断等により鳥関連過敏性肺炎が強く疑われる患者を対象として、EIA法により、 鳥特異的IgG抗体を測定した場合は、本区分の「52」抗トリコスポロン・アサヒ抗体の所定点数 (873点)を準用して算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要 欄に記載する。
		(53) 赤痢アメーバ抗原定性(223点) 腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酸素免疫測 定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、「42」赤痢アメーバ抗体半定量 の所定点数を準用して算定する。
622	右段下から 21 行目の下 に右を追加	(10) インターフェロンー λ 3 (IFN - λ 3) (340 点) (① COVID-19 と診断された患者 (呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く) の重症化リスクの判定補助を目的として、2 ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、インターフェロンー λ 3 (IFN - λ 3) を測定した場合は、「14」HBVジェノタイプ判定の所定点数を準用して算定する。
		② 本検査を2回以上算定する場合は、前回の検査結果が基準値未満であることを確認する。 ③ 本検査の実施に際し、「14」HBVジェノタイプ判定の所定点数を準用して算定する場合は、D 013 肝炎ウイルス関連検査の「注」の定める1回の採血で3項目以上を行った場合の規定は適用 しない。
205		[編注] インターフェロンーλ3 (IFN-λ3) について、「呼吸不全管理を要する中等症」の患者とは、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き」に記載されている、中等度Ⅱに該当する患者と考えて差し支えない。(2021.2.3 厚労省事務連絡)
625	左段下から 3行目	(11) 抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I 複合体抗体(223 点)、抗カルジオリピン抗 体(232 点) 抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I
		<u>複合体抗体と抗カルジオリピン抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u>
625	右段上から 3 行目	<u>(12)</u>
625	右段上から 5 行目の次に	(12) 抗リン脂質抗体検査(抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗β2グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定)(232 点)
	右を挿入	① 抗カルジオピン抗体を準用して算定する。 ② 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗β2 グリコプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数を準用して一連の治療につき2回に限り算定する。 ③ 抗カルジオリピンβ2 グリコプロテイン I 複合体抗体、抗カルジオリピン抗体、及び抗リン
		脂質抗体検査(抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体及び抗 β 2 グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の 測定)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
627	右段上から 10 行目の下 に右を追加	(32) 血清中のSCCA2量の測定(300点) 15歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、ELISA法により血清中のSCCA2量を測定した場合は、「35」抗デスモグレイン1抗体の所定点数を準用して、月1回を限度として算定する。ただし、本検査及びDO15血漿蛋白免疫学的検査の「18」TRCAを同月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
		(33) レプチン (1,000 点) ① 脂肪萎縮、食欲亢進、インスリン抵抗性、糖尿病及び脂質異常症のいずれも有する患者に対して、全身性脂肪萎縮症の診断の補助を目的として、ELISA法により、血清中のレブチンを測

		1人につき1回に限り算定する。	リン4抗体の所定点数 (1,000 点) を準用して、患者
		② 本検査の実施に当たっては、関連学会が 脂肪萎縮症を疑う医学的な理由を診療報酬	定める指針を遵守し、脂肪萎縮の発症時期及び全身性 明細書の摘要欄に記載する。
		(34) 血管内皮増殖因子(VEGF)(460点)	
		A法により、血管内皮増殖因子(VEGF) 体(460点)の所定点数を準用し、月1回を	を測定した場合は、本区分の「39」抗GM1IgG抗
628	右段下から	血清中のヒト TARC 量を測定する場合に月1	│① アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的と│
	11 行目	回 に限り 算定できる。	して、血清中の TARC 量を測定する場合 <u>は、</u> 月1回 を限度として 算定できる。
			② COVID-19 と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等度以上の患者を除く)の重症化リスクの
			判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算
			定できる。
636	左段下から 20 行目	① 分岐DNAプローブ法叉はPCR法により、…	① 分岐DNAプローブ法 <u>、</u> PCR法 又はTMA法 と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせ た方法 により、…
636	右段下から 3 行目	・・・検査に用いる検体については、国立感染症研究を体がします。	…検査に用いる検体については、 厚生労働省の定め
	211 日	究所が作成した「2019-nCoV(新型コロナウ イルス) 感染を疑う患者の検体採取・輸送マ ニュアル」を参照する。	る新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針 を参照する。
637	左段上から 26 行目	(令和 <u>2</u> 年 <u>5</u> 月 <u>29</u> 日健感発 <u>0529</u> 第 <u>1</u> 号)の	(令和 <u>3</u> 年 <u>2</u> 月 <u>25</u> 日健感発 <u>0225</u> 第 <u>1</u> 号)の
640	左段上から 23 行目の下	(27) ウイルス・細菌核酸多項目同時検出((S	
	に右を追加		<u>者に対し、マイクロアレイ法(定性)により、鼻咽頭</u> ナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタ
		ニューモウイルス、アデノウイルス、RS	らウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、
			ジア・ニューモニエ、百日咳菌及び SARS-CoV-2 の核酸 時検出(SARS-CoV-2 を含む。)」という。)を同時に行
		った場合、採取した検体を、国立感染症研	究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイ
			ゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行 Eを委託して実施した場合は、「14」SARSコロナウ
		イルス核酸検出の所定点数4回分を合算し	た点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数
			ら。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療 関施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明
		細書の摘要欄に記載する。	
			者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、 「した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本
		検査の結果が陰性であったものの、COVID	-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合
		は、上記のように合算した点数をさらに1 医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記	回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した P載する。
		③ COVID-19 の治療を目的として入院して	いる者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として
			症の患者に対する医療に関する法律における新型コロ その取扱いについて (一部改正)」(令和2年6月25日
		健感発 0625 第5号) の「第1 退院に関	する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検
		査につき上記のように合算した点数を算定 報酬明細書の摘要欄に記載する。	<u> きする。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療</u>
		④ なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時核	歳出(SARS-CoV-2 を含む。)を実施した場合、「17」ウ
		<u>イルス・細菌核酸多項目同時検出、(23)③</u> 別に算定できない。	に規定する検査及び SARSCoV-2 核酸検出については、
		(28) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検	
		核酸検出を目的として薬事承認又は認証で	者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの を得ている対外診断用医薬品を用いて、PCR法(定
			I腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイフルエンザ核酸同時検出」という)を同時に行った場
		合、採取した検体を、国立感染症研究所が 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー	作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保
		険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託	たして実施した場合は、「14」SARSコロナウイルスなを準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分
		<u>を合算した点数を準用して算定する。なお</u>	3、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以 ■
		摘要欄に記載する。	と場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の *に対し、診断を見始として大鈴木を実施した場合は
		診断の確定までの間に、上記のように合算	者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、 「した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本
		は、上記のように合算した点数をさらに1	-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した
		医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に訂	
		実施した場合は、「感染症の予防及び感染!	症の患者に対する医療に関する法律における新型コロ の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日
			する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検

		査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 ④ なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、「11」インフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2 核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2 を含む)については、別に算定できない。		
		(29) サイトメガロウイルス核酸定量(450点) サイトメガロウイルス感染症の診断又は 幹細胞移植後の患者又はHIV感染者又は リアルタイムPCR法によりサイトメガロ イルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量の 疫不全の患者については、本検査が必要で する。	治療効果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血 高度細胞性免疫不全の患者に対し、血液を検体として ウイルスDNAを測定した場合に、「14」単純疱疹ウ 所定点数を準用して算定する。ただし、高度細胞性免 あった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載	
647	右段上から 18 行目の下に右 を追加	場合、冠動脈血流予備能測定検査加算の所定 だし、循環動態解析装 置を用いる冠血流予 一断層撮影は併せて算定できない。 (7) 循環動態解析装置を用いる冠血流予備能測 る特定保険医療材料は算定できない。	定検査が、関連学会の定める指針 に沿って行われた 点数 12 回分を合算した点数を準用して算定する。た 備能測定検査と「E200-2」血流予備量比コンピュータ 側定検査を実施した場合、冠血流予備能測定検査に係	
658	左段上から 9行目の下に 右を追加	│ 施した場合は、「2」MD法、SEXA法等	Multi-spectrometry) による腰椎の骨塩定量検査を実 (140 点)を準用して算定する。また、同一にREM 場合には、大腿骨同時検査加算として、「D216-2」残尿 5 点)を準用し所定点数に加算する。	
670	右段下から 21 行目	「 睡眠検 査適正化促進セミナー 」が該当する。(2020. 3.31 厚労省事務連絡)	「 睡眠検査安全制度管理セミナー 」が該当する。 (2020. 8. 25 厚労省事務連絡)	
702	右段上から 18 行目	…「1」のバルーン内視鏡によるもの(6,800 点)を行った場合においては、…	…「1」のバルーン内視鏡によるもの(6,800 点) 又は(4)の電動回転可能なスパイラル形状のフィ ンを装着した内視鏡によるもの(6,800 点) った場合においては、…	
702	右段上から 23 行目の下 に右を追加	(4) 電動回転可能なスパイラル形状のフィンを 合は、「1」パルーン内視鏡によるものの所	装着した内視鏡を用いて小腸内視鏡検査を行った場	
704	左段下から 11 行目	…留意事項通知の(2)の <u>ア又はイ</u> …	…留意事項通知の(2)の <u>アからウ</u> …	
735	右段下から 7 行目	新生児頭部外傷撮影加算	新生児頭部外傷撮影加算 (E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)のみ)	
735	右段下から 6 行目	乳幼児頭部外傷撮影加算	乳幼児頭部外傷撮影加算 (E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)のみ)	
735	右段下から 5 行目	幼児頭部外傷撮影加算	幼児頭部外傷撮影加算 (E200 コンピューター断層撮影 (CT撮影)のみ)	
736	左段上から 3 行目と 7 行 目	コンピューター断層撮影を行った場合…	E200 コンピューター断層撮影を行った場合…	
744	「コンピュータ 一断層撮影・ 診断料」の表 中「加算等」 内右側	新生児頭部外傷撮影(生後28日未満)は、 85/100加算 乳幼児頭部外傷撮影(3歳未満)は、55/100加 算 幼児頭部外傷撮影(6歳未満)は、35/100加算	新生児頭部外傷撮影 (E200 コンピューター断層撮影 (CT撮影)のみ) (生後 28 日未満) は、85/100 加算 乳幼児頭部外傷撮影 (E200 コンピューター断層撮影 (CT撮影)のみ) (3歳未満) は、55/100 加算 幼児頭部外傷撮影 (E200 コンピューター断層撮影 (CT撮影)のみ) (6歳未満) は、35/100 加算	
744	「コンピュータ 一断層撮影・ 診断料」の表 注釈	※新生児頭部外傷撮影、乳幼児頭部外傷撮影、 幼児頭部外傷撮影のみ算定する。	※E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)を行っ <u>た場合、</u> 新生児頭部外傷撮影、乳幼児頭部外傷撮 影、幼児頭部外傷撮影のみ算定する。	
768	別紙 36 の表 中、睡眠薬 に追加	<u>レンボレキサント(デエビゴ錠)</u> メラトコ	ニン(メラトベル顆粒)	
768	別紙 36 の表 中、抗精神病 薬<非定型 薬>に追加	● ルラシドン塩酸塩(ラツーダ錠)		
879	下から8行目	…日本看護協会の認定看護師教育課程「摂食 <u>・</u> 嚥下障害看護」が該当する…	…日本看護協会の認定看護師教育課程「摂食嚥下障 害看護」が該当する…	
879	右段上から7 行目の下に 右を追加	(3) 内視鏡下嚥下機能検査及び嚥下造影につい	て、摂食嚥下支援加算を算定する保険医療機関とは別には、検査を行った保険医療機関名を記載する。	
888	左段上から 14 行目	1 全身麻酔による手術が行われる予定又は行われたもの、 2 放射線治療又は全身麻酔の手術が行われる予定又は行われたもの、 3 リンパ節郭清を伴う乳房切除術が行われる予定又は行われたもの、 4 骨軟部腫瘍等の患者で手術等が行われる予	1 がんの治療のための手術が行われる予定又は行われたもの 2 がんの治療のための骨髄抑制を来たしうる化学療法が行われる予定又は行われたもの 3 がんの治療のための放射線治療が行われる予定又は行われたもの 4 がんの治療のための造血幹細胞移植が行われる	

·	•			
		<u>定又は行われたもの、</u>		<u>予定又は行われたもの</u>
		5 原発性脳腫瘍等の患者で手術等	<u>が行われる</u>	5 進行がん等の患者で、在宅復帰を目的としたリハ
		<u>予定又は行われたもの、</u>		ビリが必要なもの
		6 血液腫瘍により化学療法等が行	<u>われる予定</u>	
		<u>又は行われたもの、</u>		
		│7 骨髄抑制を来たし得る化学療法	<u>が行われる</u>	
		<u>予定又は行われたもの、</u>		
		8 進行がん等の患者で、在宅復帰	を目的とし	
		たリハビリが必要なもの		
1083	右段上から	(7) Ⅱ度以上の熱傷、糖尿病性潰瘍	夏又は植皮を必	必要とする創傷に対して、主にデブリードマンに使
	26 行目の下	用する超音波手術器を用いて、糺	1織や汚染物質	賃等の切除、除去を実施した場合に、一連の治療に
	に追加	つき1回に限り水圧式デブリート	マン加算を準	
		の費用は所定点数に含まれ、別に	算定できない	\\ _{\bigcolor{\chi}{\chi}}
1100	右段下から	…本態性振戦に対し、		…本態性振戦 及びパーキンソン病の患者 に対し、振
	20 行目			戦症状の緩和を目的として、視床を標的とした、
1100	右段下から			(2) 薬物療法で十分に効果が得られないパーキンソ
	10 行目			ン病の患者であって、脳深部刺激術が不適応の患
				者に対し、運動症状の緩和を目的として、淡蒼球
		(2) 関連学会の定める適正使用指針	トを遵守し、	を標的としたMRガイド下集束超音波治療器によ
			, _ ,	る機能的定位脳手術を行った場合に、患者1人に
				つき1回に限り算定する。
				(3) 関連学会の定める適正使用指針を遵守し、
1137	左段上から	カンファレンスの概要も 合わせて		
	20 行目	ا کی قرار کی این کی این کی این کی این کی این کی این کی کرد کی این کی کرد	1313 / 0 =	カンファレンスの概要も <u>併せて</u> 添付すること。
1141	左段下から		つませて	…医学的根拠をレセプトの 摘要欄 に記載する。
	9 行目	…医学的根拠をレセプトの 概要欄 に		
1221	左段上から	(1) 病理組織標本作製「2」の「セ		削除
	15 行目	法によるもの」を算定した理由を	<u>:記載する。</u>	(以降、番号を繰り上げ)
1221	左段下から	…卵巣癌 <u>若しくは</u> 悪性リンパ腫…		…卵巣癌 又は 悪性リンパ腫…
1222	15 行目 左段上から 14	 (6) 「6」のALK融合タンパクは	非小細胞	(6) 「6」のALK融合タンパクは、 以下に掲げる場
1222	行目	肺癌患者に対して、ALK阻害剤	の投与の適	合において算定できる。
		広を判断することを目的として	ブリッジ試し	ア 非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の
		薬を用いた免疫組織染色法によ	り病理標本	投与の適応を判断することを目的として、ブリッ ジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本
		薬を用いた免疫組織染色法によ 作製を行った場合に、当該薬剤の 決定までの間に1回を限度として	<u>投与万針の</u>	ジ試楽を用いた免疫組織染色法により病理標本 作製を行った場合(当該薬剤の投与方針の決定ま
			. 昇疋9つ。	作製を行った場合(国該条則の投与方針の決定ま での間の1回に限る)
				イ 悪性リンパ障患者に対して 悪性リンパ暉の
				診断補助を目的として免疫組織染色法により病
				理標本作製を行った場合 (悪性リンパ腫の病型分
	1 50		6-15- 1 1 - 25- 45-11	類までの間の1回に限る)
1222	右段下から	(1) 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組	碱 標本作製	削除(四路・乗見な場の上げ)
1955	17 行目 右段上から	<u>を算定した理由を記載する。</u>		(以降、番号を繰り上げ)
1255	石段上から 22 行目の下	 ウ 手術用支援機器専用型 15	57, 000 円	
	に追加		, 1 1	
1255	右段下から	④片側置換用材料(間接固定型)		④片側置換用材料 (間接固定型)
	15 行目	105,000		ア 標準型 105,000 円
		,		イ 手術用支援機器専用型 118,000 円
1270	左段上から	(14) 頸動脈用ステントセット		(14) 頸動脈用ステントセット
	19 行目	172, 000	円	① 標準型 172,000 円
				② 特殊型 180,000 円
1272	右段下から	③ 抗頻拍ペーシング機能付き	4, 440, 000 円	
	4 行目の上 に追加		3, 780, 000 円	-
1272	右段最終行		4, 750, 000 円	
	の下に追加		4, 730, 000 円 4, 190, 000 円	-
1273	左段下から5		.,,, 1	
	行目の上に	③ ポリマー充填型	1, 430, 000 円	
	追加			

1282	右段最終行の下に追加	207 人工鼻材料 (1) 人工鼻 (1) 人工鼻 (2) 標準型 (492 円 ② 特殊型	その医学 なを限度。	や的必要性について記載す として算定できる。ただし	<u>る。</u> ノ、1月あたり 30 枚
1284	表中左段上 から3段目 の下に追加	133 血管内手術用カテーテル (14) 頸動脈用ステントセット ② 特殊型 (承認番号) 30100BZX00251000		令和2年9月1日から 令和4年8月31日まで	184, 000 円
1425 1426	右段下から2 行目 右段下から 17 行目		<u>JDS</u> 値	[******···	
1547 1548 1549 1633	下から 15 行目 下から 10 行目 上から 22 行目 下から 1 行目	…所定労働時間が 22 時間以上の勤務	…所定労働時間が <u>週</u> 22 時間以上の勤務		
1843 ~ 1876	別表 I コード一覧表	別紙Aを参照 訂正箇所を抜粋しています。			

最新の正誤表については、愛知県保険医協会 HP(https://aichi-hkn.jp/member/120101-000000.html)でも紹介していきますので、ご確認下さい。

別紙A P1843-1876

※訂正がある項目のみ抜粋し、**ゴシック**で強調しております。**下線は追加、取消線は削除**です。

区分	診療行為名称等	レセプト電算処 理	左記ュートによるレビノト表示又言
	特定機能病院入院基本料の重度認知	830100016 830100455	算定根拠となる評価(重度認知症加算(特定機能病院精神病棟入院基本料)); ******
A104	症加算	850100013 850100386	評価年月日(重度認知症加算(特定機能病院精神病棟入院基本料)); (元号) yy"年 "mm"月"dd"日"
A205の1	救急医療管理加算 1	842100004 830100024 820100808	カ 代謝障害(重症糖尿病) (救急医療管理加算1) JSDJDS値;****** ケ 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又は t - P A療法を必要とする状態(救急医療管理加算1)
A205の2	救急医療管理加算 2	842100010 850100017 850100387	カ 代謝障害(重症糖尿病)(救急医療管理加算2) JSDJDS値;****** 加算を算定した入院年月日(救急医療管理加算2);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
B 009	診療情報提供料 (I)	830100387	情報提供先(診療情報提供料(I-1));*****
C000	往診料の患家診療時間加算	852100001	診療時間(患家診療時間加算)
C 000		114000970 114002470	<u>患家診療時間加算(往診料)</u> <u>患家診療時間加算(特別往診)</u>
C 001	在宅患者訪問診療料(I)の患家診療時間加算	852100001 114001470	診療時間(患家診療時間加算) <u>患家診療時間加算(在宅患者訪問診療料(1)・(2))</u>
C 001	在宅患者訪問診療料 (I) 注9の規定により算定する場合(患 家との距離が16kmを超えた場合 等)	830100090	訪問地域、海路距離、往、復、往復の波浪の別及び滞在時間(在宅患者訪問診療料 (- I-1));******
C 001-2	在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の患家診療時間加算	852100001 114001470	診療時間(患家診療時間加算) 患家診療時間加算(在宅患者訪問診療料(1)・(2))
C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料、同一建 物居住者訪問看護・指導料の長時間 訪問看護・指導加算	850100115	訪問看護の実施年月目(長時間訪問看護・指導加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"目"
C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料、同一建 物居住者訪問看護・指導料の複数名 訪問看護・指導加算	850100116	訪問看護の実施年月日(複数名訪問看護・指導加算);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
	W. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>算定日情報</u>	<u> </u>
C 006	在宅患者訪問リハビリテーション指	<u>114006410</u>	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料(同一建物居住者以外)
	導管理料	114015010	<u>在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料(同一建物居住者)</u>
	 訪問看護指示料の特別訪問看護指示	820100643 820100102	急性 そ の 他
C 007	加算	830100469	その他具体的理由(特別訪問看護指示加算):*****
C 101-3	在宅妊娠糖尿病患者指 導管理料2 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2	850100134	分娩日(在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
C 102-2	在宅血液透析指導管理料	850100137	初回算定年月 <u>日</u> (在宅血液透析指導管理料);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
		114005910	血糖自己測定器加算(20回以上)(1型糖尿病の患者及び膵全摘後の患者を除く)
C 150	血糖自己測定器加算	114046010 114006010	血糖自己測定器加算(30回以上)(1型糖尿病の患者及び膵全摘後の患者を除く) 血糖自己測定器加算(40回以上)(1型糖尿病の患者及び膵全摘後の患者を除く)
		114007410	血糖自己測定器加算(60回以上)(1型糖尿病の患者及び膵全摘後の患者を除く)
С	退院した患者に対して、当該退院月 に、退院日に在宅療養指導管理料を 算定した保険医療機関以外の保険医 療機関において在宅療養指導管理料 を算定した場合	830100110 830100109	在宅療養指導管理料の算定理由;******
	で 昇足 しに 勿口	820100680	 該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査): 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検
D004-20	悪性腫瘍組織検査1	<u>820100803</u>	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるEGFR遺伝子検査
1	悪性腫瘍遺伝子検査	<u>820100804</u>	該当する遺伝子検査(悪性腫瘍遺伝子検査):肺癌におけるROS1融合遺伝子検査
		850100150	マイクロサテライト不安定性検査の実施年月日(悪性腫瘍遺伝子検査); (元号) yy" 年"mm"月"dd"日"
	脳性Na利尿ペプチド(BNP)	<u>算定日情報</u>	<u> </u>
D008の19	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NTproBNP)	<u>算定日情報</u>	<u> —(算定日)</u>
D008の45	心房性Na利尿ペプチド(ANP)	<u>算定日情報</u>	<u> </u>
D000@00	可溶性メソテリン関連ペプチド	<u>820100809</u>	— (イ)石綿曝露歴があり、胸水、腹水等の貯留が認められる患者(可溶性メソテリン関連ペプ
∪vvav/20	''JrぱIエ/' / / / / /	820100810 820100811	(ロ) 体腔液細胞診で悪性中皮腫が疑われる患者(可溶性メソテリン関連ペプチド) (ハ) 画像診断で胸膜腫瘍、腹膜腫瘍等の漿膜腫瘍が認められる患者(可溶性メソテリン関
D012Ø48	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	<u>830100456</u>	― 高度細胞性免疫不全に対して算定した必要性理由(サイトメガロウイルスpp65抗原定性必要理由): *******
		820100156	47 大腸ファイバースコピーでは回盲部まで到達できなかった患者
D313Ø2	大腸内視鏡検査2	820100157	□ <u>イ</u> 器質的異常により大腸ファイバースコピーが困難と判断された患者 ウ 身体的負担により大腸ファイバースコピーが実施困難であると判断された患者
2010-72	カプセル型内視鏡によるもの	<u>820100805</u>	大腸内視鏡検査の実施年月日(大腸内視鏡検査(カプセル型内視鏡)); (元号) yy"
		850100196	年"mm"月"dd"日" 前回実施年月日(L一FABP(尿));(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
	算定回数が複数月に1回のみとされ	850190012	前回来施年月日(L型脂肪酸結合蛋白(L一FABP)(尿))):(元号)vy"年"mm"月"dd"日" 前回実施年月日(Tf):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
D	ている検査	850190028	前回実施年月日(トランスフェリン(尿)); (元号) vy"年"mm"月"dd"日" 初回(〒〒)
	「制限回数を超えて行う診療」に係	820190028	<u>初回(トランスフェリン(尿))</u>
D	る検査を実施した場合	<u>830100457</u>	<u>検選;******</u>
Е	画像診断		E001写真診断、E200コンピューター断層撮影、E202磁気共鳴コンピューター断層撮影は項番288、293、297において選択式コメントに対応
E 001	写真診断 1 単純撮影	820181100	撮影部位(単純撮影):頚部(頸 <u>頚</u> 椎を除く)

区分	診療行為名称等	レセプト電算処理	左記コードによるレセプト表示文言
	コンピューター断層撮影診断料通則	820100712	該当する項目(幼児頭部外傷撮影加算):オ 家族等の希望
E	4 幼児頭部外傷撮影加算	820100806	<u>該当する項目(幼児頭部外傷撮影加算):カ その他</u>
E 202	磁気共鳴コンピューター断層撮影	830100189 820183120	詳細な理由及び医学的な必要性(幼児頭部外傷撮影加算(カ その他));****** 撮影部位(MRI撮影):頸頚椎
E 202		830100202	近京の中世 (Miki T 東京) : 東祖 性 ビタミン剤の投与趣旨 (薬剤等・処方箋料) ; ******
F 200	薬剤等〈入院外分〉	830100203	臨時薬の投与の必要性(薬剤等・処方箋料);******
F 400	処方箋料	830100204	湿布薬の1日用量又は投与日数 (薬剤等・処方箋料) ;******
		830100206	長期投与理由(<u>薬剤等・</u> 処方箋料);******
H000	心大血管疾患リハビリテーション料 の早期リハビリテーション加算	850100212	開始発症 年月日(早期リハビリテーション加算); (元号) yy"年"mm"月"dd"日"
	-	850100218 850100389	治療開始発症年月日 (脳血管疾患等リハビリテーション料); (元号) yy"年"mm"月 手術年月日(脳血管疾患等リハビリテーション料); (元号) yy"年"mm"月"dd"日"
H001	脳血管疾患等リハビリテーション料	850100390	②性増悪年月日(脳血管疾患等リハビリテーション料):(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
		830100212	継続理由(脳血管疾患等リハビリテーション料);*****
H001-2	廃用症候群リハビリテーション料の 早期リハビリテーション加算	850100212	開始発症 年月日(早期リハビリテーション加算); (元号) yy"年"mm"月"dd"日"
		850100224	<u> 治療開始発症</u> 年月日(運動器リハビリテーション料); (元号) yy″年″mm″月″dd″日″
H002	運動器リハビリテーション料	850100391 850100392	<u>手術年月日(運動器リハビリテーション料):(元号)w"年"mm"月"dd"日"</u> 急性増悪年月日(運動器リハビリテーション料):(元号)w"年"mm"月"dd"日"
		8301003 <u>92</u>	<u> </u>
H003	呼吸器リハビリテーション料の早期 リハビリテーション加算	850100212	開始<u>発症</u> 年月日 (早期リハビリテーション加算); (元号) yy"年"mm"月"dd"日"
	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	850100232	嚥下造影を実施した年月日(摂食嚥下支援加算); (元号) yy"年"mm"月"dd"目"
H004	摂食機能療法の摂食嚥下支援加算	830100458	内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施した別の保険医療機関名:******
		850100233 820100186	カンファレンスを実施した年月日(摂食嚥下支援加算); (元号) yy "年"mm"月"dd"日
		820100187	2 放射線治療又は全身麻酔の手術が行われる予定又は行われたもの
		820100188	3 リンパ節郭清を伴う乳房切除術が行われる予定又は行われたもの
		820100189	4 骨軟部腫瘍等の患者で手術等が行われる予定又は行われたもの
	-	820100190 820100191	5 原発性脳腫瘍等の患者で手術等が行われる予定又は行われたもの 6 血液腫瘍によりに労働される予定又は行われたもの
H007-2	がん患者リハビリテーション料	820100191 820100192	6
		820100812	1 がんの治療のための手術が行われる予定又は行われたもの
		820100813	2 がんの治療のための骨髄抑制を来たしうる化学療法が行われる予定又は行われたもの
		820100814	3 がんの治療のための放射線治療が行われる予定又は行われたもの
		820100815 820100193	4 がんの治療のための造血幹細胞移植が行われる予定又は行われたもの 85 進行がん等の患者で、在宅復帰を目的としたリハビリが必要なものの
		850100193	<u> 毎日</u> かん等の患有で、住宅復帰を自的としたりべてりが必要なものの 初回加算算定年月日(局所陰圧閉鎖処置(入院)):(元号)vy"年"mm"月"dd"日"
J 003	局所陰圧閉鎖処置(入院)	850100393 850100270	<u>処置開始日(局所陰圧閉鎖処置(腹部開放創));(元号)w"年"mm"月"dd"日"</u> 初回加算算定年月日(局所陰圧閉鎖処置(入院外));(元号) yy"年"mm"月"dd"日"
J 003-2	局所陰圧閉鎖処置(入院外)	830100459	
		830100460	対象部位(局所陰圧閉鎖処置);******
J 003	局所陰圧閉鎖処置 (入院)	850100271	初回加算を算定した年月日(局所陰圧閉鎖処置(入院));(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
J 027	高気圧酸素治療	850100273	減圧症又は空気塞栓発症年月日(高気圧酸素治療);(元号)yy"年"mm"月"dd"日" —
		140057510	高気圧酸素治療(減圧症又は空気塞栓)
J 038-2	持続緩徐式血液濾過	850100276 算定日情報	初回実施年月日 (持続緩徐式血液濾過);(元号)yy"年"mm"月"dd"目"(算定日)
		830100257	アの <u>1</u> の要件を満たす医学的根拠(吸着式血液浄化法);******
J 041	吸着式血液浄化法	830100258 830100260	アの②2の要件を満たす医学的根拠(吸着式血液浄化法);****** イの①1の要件を満たす医学的根拠(吸着式血液浄化法);******
		830100261	イの②2の要件を満たす医学的根拠(吸着式血液浄化法);*****
J 041-2	血球成分除去療法	850100278 算定日情報	初回実施年月日(血球成分除去療法);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"(算定日)
J 045-2	一酸化窒素吸入療法	850100280	 開始年月日(一酸化窒素吸入療法):(元号)w"年"mm"月"dd"日" (算定日)
J 070-4	磁気による膀胱等刺激法	<u>算定日情報</u> 842100061	通算実施日 数 (磁気による膀胱等刺激法);******
J V I	経皮的シャント拡張術・血栓除去術		前回算定年月日(経皮的シャント拡張術・血栓除去術);(元号)yy"年"mm"月"dd"日
K616-4	2 1の実施後3月以内に実施する 場合	850100292 850100291	PUP PU
	マフカワけ戸鉱山長鉱により 間燃佐	150332610 150332510	<u>男鎖循環式全身麻酔1</u>
L008	マスク又は気管内挿管による閉鎖循 環式全身麻酔	<u>150532510</u> <u>等</u>	<u>閉鎖循環式全身麻酔 (麻酔困難な患者)</u> 等
		820100260	ア 心不全(NYHA3度以上のものに限る。) の患者
N000	病理組織標本作製 「2」の「セルブロック法によるも	830100325	算定理由(TーM(セルブロック法));******
	の」	820100767	対象患者(T-M(セルブロック法)):悪性リンパ 種 腫を疑う患者
N 002		830100327 920100762	算定理由(免疫染色病理組織標本作製):****** 計免患者(セルブロックはによる免疫洗免症理組織標本作制) ・ 亜州山内暗な経ら患
		820100762 <u>820100797</u>	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製):悪性中皮腫を疑う患者
		820100763	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製):肺悪性腫瘍を疑う患
	名·虎沈名 (名·虎坛/朱) /	820100798 820100764	
	免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 本作製	820100799	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製):胃癌を疑う患者
		820100765 820100800	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製): 大腸癌を疑う患者
		820100766 820100801	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製):卵巣癌を疑う患者
		820100767	対象患者(セルブロック法による免疫染色病理組織標本作製):悪性リンパ種腫を疑
	1	820100802	う患者